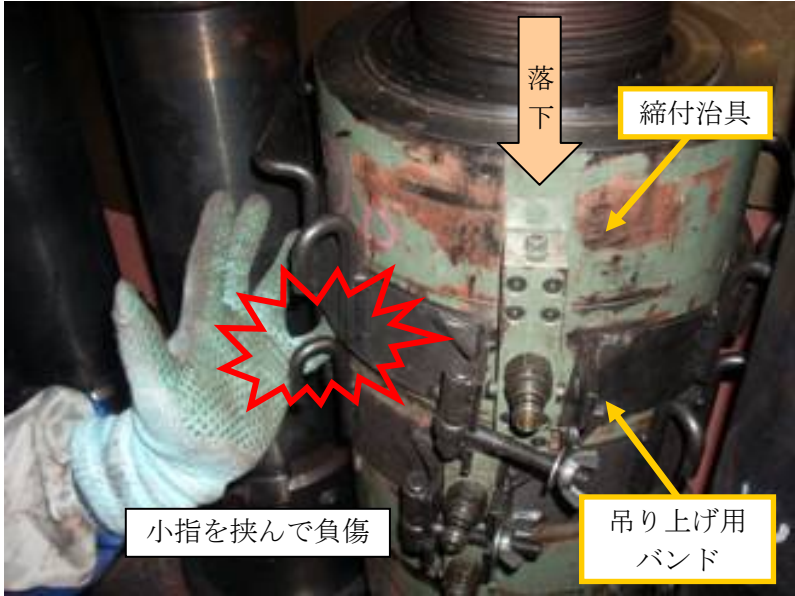
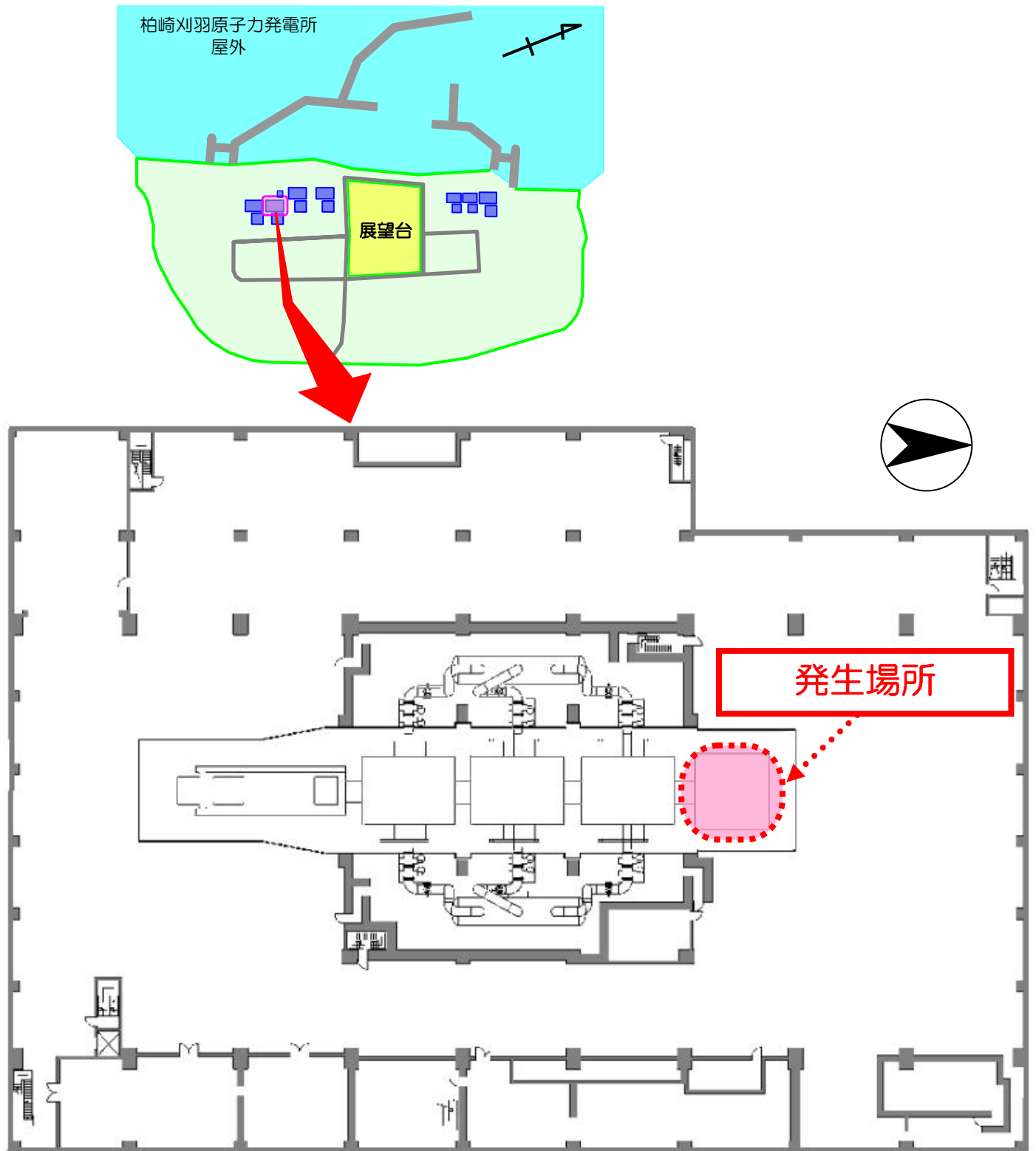


区分：Ⅲ

号機	2号機	
件名	タービン建屋（管理区域）におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 24 年 3 月 29 日午後 6 時 26 分頃、タービン建屋 1 階オペレーティングフロア（管理区域）において、高圧タービンのケーシング*復旧作業に従事していた協力企業作業員が、高圧ケーシングボルト締付治具（重さ約 60kg）を取り外すために上方に移動させようとしたところ、吊り上げ用バンドが外れて締付治具が落下し、左手小指を挟まれて負傷したため、救急車で病院に搬送しました。</p> <p>なお、作業員の身体に放射性物質の付着はありませんでした。</p>  <p>* ケーシング タービン翼を納めているカバー。上下 2 分割のカバーをボルトにより締め付けて固定している。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / その他設備</p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>病院における診察の結果、左手小指の挫滅創と診断され、縫合処置（約 5 cm）を受けました。</p> <p>今後、原因調査を行い、再発防止対策を講じてまいります。</p>	

2号機タービン建屋（管理区域）におけるけが人の発生について



柏崎刈羽原子力発電所2号機 タービン建屋 1階